

保険医療機関における書面掲示事項

令和6年6月診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示事項について Web サイト上に掲載いたします。

医療 DX 推進体制整備加算

当院は、医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しております。

- ・オンライン資格確認等システムによる取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。
- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

医療情報取得加算

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診 (1ヶ月に1回)	する	1点
	しない	3点
再診 (3ヶ月に1回)	する	1点
	しない	2点

※正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願いします。

後発医薬品使用体制加算

当院では、厚生労働省の後発医薬品推進の方針に従い、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

○後発医薬品 (ジェネリック医薬品) とは

新薬の特許が切れた後に販売される、同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ医薬品です。

新薬より安価なため、自己負担額の軽減や、医療保険財政の改善につながります。

後発医薬品の使用・変更について、ご理解とご協力をお願いいたします。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明点などがありましたら当院職員までご相談ください。

外来腫瘍化学療法診療料

当院では、専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者さんから電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しており、急変時の緊急時には入院できる体制が確保されています。

実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。なお、当該委員会は、化学療法に携わる医師、看護師、薬剤師及びその他の職種から構成されており、毎月1回程度開催しています。

歯科外来診療医療安全対策加算

歯科医療に係る医療安全管理対策について、当院では下記のとおり取り組んでいます。

- ・医療安全管理、医薬品業務手順等、医療安全対策に係る指針等の策定
- ・医療安全対策に係る研修の受講並びに従業者への研修の実施
- ・安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具等を設置しています。

設置装置等：AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置

- ・緊急時に対応できるよう、救急科と連携しています。
- ・当医院は、安全で安心できる歯科外来診療の環境整備について、厚生労働大臣の定める施設基準に適合し、「歯科外来診療医療安全対策加算1」を算定しています。

医療安全対策について、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

病 院 長